

令和7年度岩手県要約筆記者登録試験実施要項

1 目的

この要項は、「地域生活支援事業実施要綱」(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)及び岩手県の「要約筆記者養成・研修・派遣等事業運営要領」(以下「運営要領」という。)による要約筆記者登録試験の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 実施主体

岩手県から「岩手県立視聴覚障がい者情報センター」の管理運営を委託された社会福祉法人岩手県社会福祉事業団が行う。

3 登録試験の方法

登録試験は、一般社団法人要約筆記者認定協会が主催し実施する「2023年度全国統一要約筆記者認定試験実施要綱」(以下「全国統一試験実施要綱」という。)及び「2023年度全国統一要約筆記者認定試験の手引き」(以下「手引き」という。)に基づき実施する。

4 登録試験の内容

要約筆記者として必要な知識・技能を審査するため、全国統一試験実施要綱及び手引きに基づき次の筆記試験及び実技試験を行う。

(1) 筆記試験

要約筆記者に必要な基礎知識

(2) 実技試験

ノートテイク及び全体投影現場を想定した要約筆記

5 実施日

令和8年2月15日(日)13時から15時45分まで(受付:12時30分から12時50分まで)

6 試験会場

岩手県立視聴覚障がい者情報センター

(いわて県民情報交流センター《キオクシア アイーナ》4階)

7 受験申込み

受験申込書を岩手県立視聴覚障がい者情報センターに請求後、必要事項を記入の上、郵送又は直接、岩手県立視聴覚障がい者情報センターへ申し込む。

住所:〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1-7-1 電話:019-606-1743

令和7年12月8日(月)必着。

8 受験資格

(1) 運営要領に基づき岩手県が実施する養成講習を修了した者

(2) 平成24年度及び平成25年度において岩手県が実施した、要約筆記奉仕員を対象とする補習講習を修了した者であって、全国統一試験要約筆記者認定試験に合格していない者

9 受験費用

(1) 前項の受験資格(1)に該当する者の受験費用は、岩手県立視聴覚障がい者情報センターの負担とする。

(2) 前項の受験資格(2)に該当する者の受験費用は自己負担とし、手書きのみ受験する者7,500円、パソコンのみ受験する者8,800円、手書き・パソコン両方受験する者10,000円とする。支払方法は申込後、別途通知する。